平成２８年（フ）第３０号
大分県日田市大字庄手369番地　コーポちはら202号
債務者　江田　賢二
1　決定年月日時　平成28年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２８年（フ）第２１号
鹿児島県南九州市頴娃町御領3501番地
債務者　石窪　和人
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第２２号
鹿児島県枕崎市金山町472番地　市営第２金山団地207号
債務者　台場智代美
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第１９９号
茨城県ひたちなか市大字堀口629番地の３
債務者　柳岡　亮宏
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第５２号
長野市篠ノ井東福寺1311番地３　犀南団地Ｂ―285
債務者　宮崎　康夫
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９８号
長野市三輪９丁目６番５―305号
債務者　谷口　耕一
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８３号
岐阜市下西郷４丁目106番地（フレッサ　Ｂ棟　103号室）
債務者　松﨑　　敏
1　決定年月日時　平成28年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２０９号
岐阜県美濃市2881番地115
債務者　長谷川守行
1　決定年月日時　平成28年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２１９号
岐阜市太郎丸向良143番地１　（リバティーハウス南101）
債務者　太田　眞弓（旧姓堀田・本坂）
1　決定年月日時　平成28年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１０３０号
愛知県瀬戸市汗干町75番地の２　ビレッジあせび102
債務者　伊藤　恭敏
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４９０号
兵庫県姫路市網干区余子浜1830番地１
債務者　松井　久雄
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２３０号
兵庫県加古川市尾上町池田764番地の18　レオパレスひまわり201号
債務者　原　　義弘
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２９０号
兵庫県姫路市夢前町置本432番地24　県住１―305号
債務者　高武　清美
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２９５号
兵庫県姫路市書写1019番地369　書写鉄筋６―305　政井香織方、従前の住所兵庫県丹波市柏原町柏原390番地２　ハイツアンビエンス12号
債務者　愛川　晴子
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２９９号
兵庫県加古川市野口町長砂976番地の１　サーパス加古川806号
債務者　松山　義男
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１９３号
奈良県天理市小路町160番地３
債務者　阿部　隆喜（旧姓石戸）
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２０３号
奈良市富雄北３丁目１番32―４号
債務者　吉田トキ子
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
奈良地方裁判所